

感染症予防対策に係る認証の基準(国基準・必須項目)

1 パーティション~~アクリル板~~等の設置(座席の間隔の確保)

- 全ての座席について、①パーティション等(アクリル板、ビニールカーテン等)が設置されている(※)、又は②座席の間隔が1 m以上確保されている。

※同一テーブル上の正面及び隣席との間、並びに他のテーブルとの間に設置する。パーティション等~~(アクリル板等)~~の高さは、目を覆う程度の高さ以上のものを目安とする。

なお、パーティション等を設置する際には、空気の流れを阻害しないように留意する。

2 手指消毒の徹底

- 店内入口に消毒設備を設置し、入店時に必ず、従業員が来店者に呼びかけ、手指消毒を実施する。

3 食事中以外のマスク着用の推奨

- 食事中以外のマスクの着用について、来店者に対し掲示や声かけなどで促す。

4 換気の徹底

- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(建築物衛生法)の対象施設(※)については、建築物衛生法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たしている。
- 建築物衛生法の対象外施設については、換気設備により必要換気量(一人あたり毎時30 m³)を確保する、または、30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開(窓が一つしかない場合は、ドアを開ける)するなどにより、十分な換気を行う。

※建築物衛生法の対象施設とは、以下の項目を全て満たしていること。

①建築基準法に定義された建築物であること

②1つの建築物において、次に掲げる特定用途(興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、学校(研修所を含む)、旅館)の1又は2以上に使用される建築物であること

③1つの建築物において、特定用途に使用される延べ面積が、3,000 m²以上(ただし、専ら学校教育法第1条に定められている学校(小学校、中学校等)については、8,000 m²以上)であること